

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（ハ）－（1）の

認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（ハ）－（1）の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（利益率の減少関連）

【認定要件】

1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合または営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合であって、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少している中小企業者。

【提出書類】

<個人事業者>

- ① 認定申請書（原本と写し）
- ② 売上高等報告書
- ③ 売上高等報告書に記入する各売上、利益が確認できるもの
（確定申告書と青色申告決算書、売上台帳など）
- ④ 最近3か月及び前年同期の月平均売上高営業利益率が確認できる試算表
※ 試算表については、税理士等が確認したものが必要となります。
- ⑤ 営んでいる事業が全て指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類など
（取り扱っている製品・サービスなどがわかるもの、許認可証など）
- ⑥ 直近の確定申告書と青色申告決算書の写し
- ⑦ 許認可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑧ 委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ① 認定申請書（原本と写し）
- ② 売上高等報告書
- ③ 売上高等報告書に記入する各売上、利益が確認できるもの
（法人概況報告書、決算書、売上台帳など）
- ④ 最近3か月及び前年同期の月平均売上高営業利益率が確認できる試算表
※ 試算表については、税理士等が確認したものが必要となります。
- ⑤ 営んでいる事業が全て指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類など
（取り扱っている製品・サービスなどがわかるもの、許認可証など）
- ⑥ 現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内）※業種、法人確認のため。写し可
- ⑦ 直近の決算書の写し
- ⑧ 許認可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑨ 委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工G

0587-54-1111（内線337）

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（ハ）－（2）の

認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（ハ）－（2）の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（利益率の減少関連）

【認定要件】

指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、次の要件を満たす中小企業者。

- ① 最近3か月の指定業種の売上高等が企業全体の売上高等の5%以上を占めていること。
- ② 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。

【提出書類】

<個人事業者>

- ① 認定申請書（原本と写し）
- ② 売上高等報告書
- ③ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、売上高等報告書に記入する各売上、利益が確認できるもの（確定申告書と青色申告決算書、売上台帳など）
- ④ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、最近3か月及び前年同期の月平均売上高営業利益率が確認できる**試算表**
※ 試算表については、税理士等が確認したものが必要となります。
- ⑤ 指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類など（取り扱っている製品・サービスなどがわかるもの、許認可証など）
- ⑥ 直近の確定申告書と青色申告決算書の写し
- ⑦ 許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑧ 委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ① 認定申請書（原本と写し）
- ② 売上高等報告書
- ③ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、売上高等報告書に記入する各売上、利益が確認できるもの（法人概況報告書、決算書、売上台帳など）
- ④ 指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、最近3か月及び前年同期の月平均売上高営業利益率が確認できる**試算表**
※ 試算表については、税理士等が確認したものが必要となります。
- ⑤ 指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類など（取り扱っている製品・サービスなどがわかるもの、許認可証など）
- ⑥ 現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） **※業種、法人確認のため。写し可**
- ⑦ 直近の決算書の写し
- ⑧ 許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑨ 委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工G

0587-54-1111（内線337）